

令和 8 年

高松市教育委員会 9 月定例会

9 月 2 9 日（火曜日）

午前 9 時 3 0 分

教育委員室

議事日程（9月定例会）

日程第 1	議案第27号	高松市立幼稚園規則の一部改正について		1 P
日程第 2	議案第28号	高松市美術館協議会委員の委嘱について		5 P
日程第 3	報告事項	1	令和 8 年第 5 回高松市議会定例会提出議案等に対する意見の申出について	8 P
		2	令和 8 年第 5 回高松市議会定例会答弁要旨について	2 2 P
		3	令和 8 年度 幼稚園・こども園訪問について	2 5 P

【持ち回り審議による議決事項】

- ・ 職員の懲戒処分について

議案第 27 号

高松市立幼稚園規則の一部改正について

健康福祉局 こども保育教育課

1 例規整備の概要

高松市立川岡幼稚園及び高松市立弦打幼稚園の廃止に伴い、関係条文を整備するもの。

2 主な内容及び該当条項

- ・ 高松市立幼稚園規則の一部改正：別表（第2条関係）
高松市立幼稚園の名称及びその定員を列記する表から、高松市立川岡幼稚園及び高松市立弦打幼稚園の名称及びその定員を削るもの。

3 施行期日等

令和9年4月1日

4 新旧対照表

高松市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月 日

高松市教育委員会教育長 小 柳 和 代

高松市教育委員会規則第 号

高松市立幼稚園規則の一部を改正する規則

高松市立幼稚園規則（昭和51年高松市教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																
別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高松市立多肥幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td>〔削る〕</td><td></td></tr><tr><td>高松市立円座幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td>高松市立檀紙幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td>〔削る〕</td><td></td></tr><tr><td>高松市立鬼無幼稚園</td><td>略</td></tr></table>	名称	定員	略		高松市立多肥幼稚園	略	〔削る〕		高松市立円座幼稚園	略	高松市立檀紙幼稚園	略	〔削る〕		高松市立鬼無幼稚園	略	別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高松市立多肥幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td><u>高松市立川岡幼稚園</u></td><td><u>105</u></td></tr><tr><td>高松市立円座幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td>高松市立檀紙幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td><u>高松市立弦打幼稚園</u></td><td><u>105</u></td></tr><tr><td>高松市立鬼無幼稚園</td><td>略</td></tr></table>	名称	定員	略		高松市立多肥幼稚園	略	<u>高松市立川岡幼稚園</u>	<u>105</u>	高松市立円座幼稚園	略	高松市立檀紙幼稚園	略	<u>高松市立弦打幼稚園</u>	<u>105</u>	高松市立鬼無幼稚園	略
名称	定員																																
略																																	
高松市立多肥幼稚園	略																																
〔削る〕																																	
高松市立円座幼稚園	略																																
高松市立檀紙幼稚園	略																																
〔削る〕																																	
高松市立鬼無幼稚園	略																																
名称	定員																																
略																																	
高松市立多肥幼稚園	略																																
<u>高松市立川岡幼稚園</u>	<u>105</u>																																
高松市立円座幼稚園	略																																
高松市立檀紙幼稚園	略																																
<u>高松市立弦打幼稚園</u>	<u>105</u>																																
高松市立鬼無幼稚園	略																																

略

略

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（改正理由）

高松市立川岡幼稚園及び高松市立弦打幼稚園の廃止に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 2 8 号

高松市美術館協議会委員の委嘱について

創造都市推進局美術館美術課

1 提案理由

前任者（宮脇 茂樹 委員）の人事異動に伴い、高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例第4条第2項により、後任者を委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を得るもの。

2 新委員（案）

松浦 由紀（まつうら ゆき 四国新聞社編集局生活文化部長）

3 委嘱年月日

令和8年9月29日

4 任期

令和8年9月29日から令和9年6月30日まで

●高松市美術館協議会委員（案）

任期 令和7年7月1日～令和9年6月30日(ただし松浦委員は令和8年9月29日～)

No.	選出区分	氏 名	役 職 等	備 考
1	学校教育関係者	小 方 直 幸	国立大学法人香川大学教育学部教授	
2	//	蓮 池 正	高松市立古高松南小学校校長 香川県小学校教育研究会高松支部図画工作部会副部長	
3	社会教育関係者	佐 藤 扶司子	高松市美術館友の会会長	
4	//	中 村 光 幸	高松市美術協会会長	
5	//	百々路 三恵子	高松商工会議所女性会副会長	
6	家庭教育関係	植 原 さや香	特定非営利活動法人マイシアター高松理事長	
7	//	三 井 文 博	特定非営利活動法人アーキペラゴ理事長	
8	学識経験者	田 野 智 子	特定非営利活動法人ハートアートリンク代表理事	
9	//	西 亀 泰	日本放送協会高松放送局副局長	
10	//	古 川 康 造	高松丸亀町商店街振興組合理事長	
11	//	松 浦 由 紀	四国新聞社編集局生活文化部長	R8.9.29～
12	//	藪 内 由 佳	特定非営利活動法人しおのえ代表理事	
13	そ の 他	石 床 亜 希	公募委員	
14	//	梶ヶ谷 眞知子	公募委員	
15	//	山 下 朱 美	公募委員	

※氏名は選出区分毎に50音順

報告事項 1

令和 8 年第 5 回高松市議会定例会 提出議案等に対する意見の申出について

教育局総務課

令和8年第5回高松市議会定例会提出議案に対する 意見の申出について

報告事項 1

令和8年第5回高松市議会定例会提出議案を提出するに当たり、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、
「意見は特にありません」との回答をしたもの。

議題

1. 令和8年度高松市一般会計補正予算（第3号）
2. 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について
3. 高松市学校条例の一部改正について
4. 工事請負契約の締結について（花園小学校南棟校舎等大規模改修その他工事）
5. 工事請負契約の締結について（花園小学校南棟校舎等大規模改修に伴う機械設備工事）
6. 工事請負契約の締結について（植田小学校北棟校舎大規模改修工事）

1. 令和8年度高松市一般会計補正予算（第3号）

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	小学校費

《単位：千円》

細々目及び事業概要		金額	財源内訳
要保護及び準要保護児童就学奨励費（学校教育課）		1,760	一般財源 1,760
現在の単価 57,060円 → 増額後の単価 64,300円			
事業概要	国の基準改正に伴い、就学援助における、令和9年度新入学児童学用品費の前倒し分に係る支給単価を引き上げるもの。		

補正前額	補正額	補正後額
81,079	1,760	82,839

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	中学校費

細々目及び事業概要		金額	財源内訳
要保護及び準要保護生徒就学奨励費（学校教育課）		8,928	一般財源 8,928
現在の単価 63,000円 → 増額後の単価 81,000円			
事業概要	国の基準改正に伴い、就学援助における、令和9年度新入学生徒学用品費の前倒し分に係る支給単価を引き上げるもの。		

補正前額	補正額	補正後額
183,925	8,928	192,853

1. 令和8年度高松市一般会計補正予算（第3号）

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	保健体育費

≪単位：千円≫

細々目及び事業概要		金額	財源内訳			
【債務負担行為】 学校給食調理場整備事業費 東部エリア学校給食共同調理場(仮称)整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託 限度額:25,993千円 期 間:令和9年度		25,993	一般財源 25,993			
事業概要	本市東部エリアの学校給食共同調理場の整備に向け、施設整備基本計画の策定及び民間活力導入可能性の調査を実施するもの。					
■ スケジュール						
R8	R9	R10	R11	R12	R13～ R16	R17
基本計画策定 導入可能性調査		組合協議 地元協議	アドバイザー業務 (PPP/PFI手法の場合)		設計・施工	供用開始

1 例規整備の概要

高松市立弦打幼稚園及び高松市立弦打保育所を統合し、令和9年度から幼保連携型認定こども園として高松市弦打こども園へ移行するもの。

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
(1) 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正	本則
高松市弦打こども園の名称及び所在を定めるもの	別表関係
(2) 高松市学校条例の一部改正	附則第2項
高松市立の学校を列記する別表第1から、高松市立弦打幼稚園を削るもの	別表第1関係
(3) 高松市保育所条例の一部改正	附則第3項
高松市立保育所を列記する表から、高松市立弦打保育所を削るもの	別表関係

3 施行期日

令和9年4月1日

4 新旧対照表

議案第 号

高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

高松市幼保連携型認定こども園条例（平成26年高松市条例第48号）の一部を次のように改正します。

令和8年9月 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

高松市幼保連携型認定こども園条例（平成26年高松市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
(名称及び所在)		(名称及び所在)	
第2条 略		第2条 幼保連携型認定こども園の名称及び所在は、別表のとおりとする。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	所在	名称	所在
略		略	
高松市林こども園	略	高松市林こども園	略

高松市弦打こども園	高松市鶴市町359番地1	[新設]	
高松市下笠居こども園	略	高松市下笠居こども園	略
略		略	

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- (高松市学校条例の一部改正)
- 2 高松市学校条例（昭和39年高松市条例第39号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
第2条 略	第2条 学校の名称及び所在は、別表第1のとおりとする。												
第4条 略	第4条 略												
2 略	2 月の途中で入園若しくは入学又は退園若しくは退学をする場合においても、当月分の授業料の全額を納入しなければならない。ただし、別表第1に掲げる幼稚園を退園し、引き続き同表に掲げる他の幼稚園に入園する場合は、この限りでない。												
別表第1（第2条、第4条関係）	別表第1（第2条、第4条関係）												
<table><tr><th>種類</th><th>名称</th><th>所在</th></tr><tr><td>幼稚園</td><td colspan="2">略</td></tr></table>	種類	名称	所在	幼稚園	略		<table><tr><th>種類</th><th>名称</th><th>所在</th></tr><tr><td>幼稚園</td><td colspan="2">略</td></tr></table>	種類	名称	所在	幼稚園	略	
種類	名称	所在											
幼稚園	略												
種類	名称	所在											
幼稚園	略												

<table><tr><td>高松市立檀紙幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">[削る]</td></tr><tr><td>高松市立鬼無幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	高松市立檀紙幼稚園	略	[削る]		高松市立鬼無幼稚園	略	略		略		<table><tr><td>高松市立檀紙幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td>高松市立弦打幼稚園</td><td>高松市鶴市町360番地</td></tr><tr><td>高松市立鬼無幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	高松市立檀紙幼稚園	略	高松市立弦打幼稚園	高松市鶴市町360番地	高松市立鬼無幼稚園	略	略		略	
高松市立檀紙幼稚園	略																				
[削る]																					
高松市立鬼無幼稚園	略																				
略																					
略																					
高松市立檀紙幼稚園	略																				
高松市立弦打幼稚園	高松市鶴市町360番地																				
高松市立鬼無幼稚園	略																				
略																					
略																					

(高松市保育所条例の一部改正)

3 高松市保育所条例（昭和62年高松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																								
(設置) 第2条 略 2 略 別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>高松市立香西保育所</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">[削る]</td></tr><tr><td>高松市立鬼無保育所</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	所在	略		高松市立香西保育所	略	[削る]		高松市立鬼無保育所	略	略		(設置) 第2条 略 2 前項の保育所の名称及び所在は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>高松市立香西保育所</td><td>略</td></tr><tr><td>高松市立弦打保育所</td><td>高松市鶴市町359番地1</td></tr><tr><td>高松市立鬼無保育所</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	所在	略		高松市立香西保育所	略	高松市立弦打保育所	高松市鶴市町359番地1	高松市立鬼無保育所	略	略	
名称	所在																								
略																									
高松市立香西保育所	略																								
[削る]																									
高松市立鬼無保育所	略																								
略																									
名称	所在																								
略																									
高松市立香西保育所	略																								
高松市立弦打保育所	高松市鶴市町359番地1																								
高松市立鬼無保育所	略																								
略																									

(提案理由)

高松市弦打こども園を設置することに伴い、関係条文を整備するものです。

1 例規整備の概要

高松市立就学前教育・保育施設の配置等適正化方針に基づき、高松市立川岡幼稚園を廃止することとするもの。

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
(1) 高松市立の学校を列記する別表第 1 から、高松市立川岡幼稚園を削るもの	別表第 1 関係

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

議案第 号

高松市学校条例の一部改正について

高松市学校条例（昭和 3 9 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市学校条例の一部を改正する条例

高松市学校条例（昭和 3 9 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 2 条 略	第 2 条 学校の名称及び所在は、別表第 1 のとおりとする。
第 4 条 略	第 4 条 略
2 略	2 月の途中で入園若しくは入学又は退園若しくは退学をする場合においても、当月分の授業料の全額を納入しなければならない。ただし、別表第 1 に掲げる幼稚園を退園し、引き続き同表に掲げる他の幼稚園に入園する場合は、この限りでない。

別表第 1 （第 2 条、第 4 条関係）

種類	名称	所在
幼稚園	略	
	高松市立多肥幼稚園	略
	〔削る〕	
	高松市立円座幼稚園	略
	略	
略		

別表第 1 （第 2 条、第 4 条関係）

種類	名称	所在
幼稚園	略	
	高松市立多肥幼稚園	略
	高松市立川岡幼稚園	高松市川部町5 2 4 番地3
	高松市立円座幼稚園	略
	略	
略		

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高松市立川岡幼稚園を廃止することに伴い、関係条文を整備するものです。

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 花園小学校南棟校舎等大規模改修その他工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 976,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 高松市福岡町四丁目28番30号
株式会社小竹組
代表取締役 小 竹 和 夫 |

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 花園小学校南棟校舎等大規模改修に伴う機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 191,021,600円 |
| 4 | 契約の相手方 | 高松市鶴市町991番地1
浦川設備興業株式会社
代表取締役 浦川 和倫 |

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 植田小学校北棟校舎大規模改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 360,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 高松市上林町473番地1
谷口建設興業株式会社
代表取締役 谷 口 邦 彦 |

報告事項 2

令和 8 年第 5 回高松市議会定例会 答弁要旨について

教育局総務課

1 日程等

報告事項 2

日程	質問者		質問項目数
9月9日	代表質問	斉藤 修 議員（自由民主党清新会）	3
		前川 幸輝 議員（市民フォーラム21）	2
9月10日	質疑	藤沢 やよい 議員（日本共産党議員団）	2
		太田 安由美 議員（無所属）	1（うち、参考1）
9月11日	一般質問	坂下 且人 議員（自由民主党清新会）	6（うち、参考1）
		小松 由美 議員（自由民主党議員会）	3
		岡田 まなみ 議員（日本共産党議員団）	1
9月14日	一般質問	糸瀬 文史 議員（自由民主党清新会）	4
		春田 敬司 議員（市民フォーラム21）	3
		藤沢 やよい 議員（日本共産党議員団）	1 3
		五条 陽子 議員（無所属）	1 3

1 日程等

報告事項 2

日程	質問者		質問項目数
9月15日	一般質問	米田 優 議員（市民フォーラム21）	4
		中村 秀三 議員（公明党議員会）	2
		香川 洋二 議員（無所属）	4
		松熊 秀樹 議員（自由民主党清新会）	2
		横井 裕二 議員（自由民主党清新会）	4
		山西 朋子 議員（市民フォーラム21）	2
		妻鹿 匡登 議員（自由民主党清新会）	1
9月16日	一般質問	大見 昌弘 議員（自由民主党清新会）	3

報告事項 3

令和 8 年度 幼稚園・こども園訪問について

健康福祉局 こども保育教育課

～「誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育」

「高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育」～

① 生きる力を育む学校教育の充実

● 就学前教育の充実

- ・「高松っ子いきいきプラン改訂版」に基づく、幼児の発達や興味・関心等を踏まえた、一人ひとりの育ちを見通した質の高い教育・保育の提供
- ・基本的な生活習慣の形成、小学校以降の生活や学習の基盤につながる教育内容の充実、自尊感情や他人を思いやる心などの非認知スキルの育成 等

● 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ・人権教育・読書活動・体力づくり・健康教育・食育の推進、豊かな感性と情操の育成

● シビックプライドを育む教育の推進

② 安全・安心 で魅力ある教育環境の充実

- 学校教育施設・ICT環境の整備・充実
- 特別支援教育・保こ幼小の連携・接続の推進
- 教員の資質・能力の向上、園における働き方改革の推進
- 子どもの安全対策・防災教育の推進 等

③ 家庭・地域とともに育む教育力の向上

- 家庭・地域の教育力の向上
- 地域とともにある園づくりの推進

④ 保健・安全・給食に関する事項（こども園）

- 健康の保持増進に関する取組状況（健康診断の実施等）
- 事故防止・安全対策に関する取組状況
（感染症対策、乳幼児突然死症候群の防止、施設及び設備の安全点検等）
- 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況
（給食材料の用意、保管、食中毒、アレルギー対策、食育計画等）

子どもの発達や興味・関心を踏まえて

ジュース、
もっと甘くするね



場を変えても遊びがつながるように展開

ケーキの粉（小麦粉）
集めよう！



行事や日常の保育を分けるのではなく、
子どもの興味や関心が継続したり、より
膨らんだりするように、行事の持ち方や保
育内容を考える



栽培物のその後を
あえて残す

自然との関わりを通して豊かな感情、
好奇心、思考力、表現力の基礎を培う



本物をじっくり
感じられるように



共通体験を再現して

基本的な生活習慣



毎日の積み重ね



子どもが自分で出し入れしやすい環境

自尊感情や人を思いやる心など 非認知スキルの育成



「うれしい」を共有



困った時に「話せてよかった」と
いう体験の積み重ね

② 安全・安心で魅力ある教育環境の充実



個別に支援を要する子どもの興味や関心を中心に
クラスみんなで楽しみながら基本的生活習慣を
身に付ける



③ 家庭・地域とともに育む教育力の向上



園の取組を視覚的に伝える工夫
(保育業務支援システムも活用)

④ 保健・安全・給食に関する事項



事故防止の対策を
職員で共有し、実施